

秋田県公報

目次

告示	ページ
包括外部監査契約の締結(三七〇・総務課)……………	1
生活保護法による介護機関の指定(三七一・福祉政策課)……………	1
生活保護法による指定介護機関の変更(三七二・福祉政策課)……………	2
平成十六年度改良普及員資格試験の実施(三七三・農畜産振興課)……………	2
漁船損害等補償法による付保義務の発生(三七四・水産漁港課)……………	3
保安林予定森林の指定通知(三七五・森林整備課)……………	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三七六、三七七・商工業振興課)……………	4
争議行為の予告(三七八・労働政策課)……………	6
都市計画の変更及び都市計画の縦覧(三七九・都市計画課)……………	6
公告	
主要農作物の認定品種の採用(水田総合利用課)……………	7
土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の役員の退任の完了(北秋田地域振興局農林部)……………	7
県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	7
土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部)……………	8
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	8

告 示

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)一〇件……………	9
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(五一)……………	17
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五二)……………	17
企業局告示	
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の廃止(一・企業局業務課)……………	17

秋田県告示第三百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成十六年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成十六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
鈴 木 豊 東京都大田区萩中二丁目一番八号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第三百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日

医療法人平鹿浩仁(会)介護老人保健施設西風苑	医療法人浩仁会 理事長	平鹿郡平鹿町浅舞字新堀九十一番地	介護老人保健施設、短期入所療養介護	平成十六年四月一日
のしろケアセンターそよ風の	株式会社メデカジャパン 代表取締役	能代市落合字古悪土一番地二百二十八	訪問介護、居宅介護支援事業	平成十五年七月一日
幸楽苑	株式会社サイセイ 代表取締役	大曲市福住町五番十五号	訪問介護	平成十二年八月十六日
グループホーム優優	有限会社生保内福祉会 取締役	仙北郡田沢湖町生保内字街道ノ上三十六番地八	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年二月十五日
グループホームりんご村	有限会社秋田しゃぼんサービス 代表取締役	横手市大屋新町字平林四十六番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年二月一日

秋田県告示第三百七十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項(名称・所在地)		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
大湯リハビリ温泉病院指定居宅介護支援事業所	医療法人梁山会 理事長	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	居宅介護支援事業	平成十六年四月一日
大湯リハビリ温泉病院指定訪問介護事業所	医療法人梁山会 理事長	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三	訪問介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第三百七十三号

改良普及員資格試験条例(昭和三十八年秋田県条例第三十八号)第二条の規定によ

り、次のとおり平成十六年度改良普及員資格試験を実施するので、同条例第六条の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

(1) 筆記試験

平成十六年九月二日(木) 午前十時から午後五時まで

(2) 口述試験

平成十六年九月三日(金) 午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王中島町一番一号 秋田県生涯学習センター

二 受験申込に必要な書類

受験願書

履歴書

(三) 最終学歴卒業証明書・卒業見込証明書・修了証明書若しくは修了見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(四) 試験研究機関等従事証明書

(五) 改良普及員資格試験条例第三条第三号から五号までのいずれかに該当する者(改良普及員資格試験条例第四条に該当する者)

(六) 写真

出願前六ヶ月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの

三 受験願書用紙の交付

(一) 期間

平成十六年五月七日(金)から同年七月九日(金)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。

四 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

日曜日及び土曜日を除き、平成十六年六月十四日(月)から同年七月九日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 郵送の場合

郵送の場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。

五 受験手数料

(一) 額 三千三百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。秋田県証紙は、はらずに、かつ消印しないこと。なお、秋田県証紙を購入できない場合は、現金書留で送金すること。

六 合格者の発表

試験施行後一ヶ月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者には書面通知する。

郵送の場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きし、平成十六年七月九日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

五 受験手数料

(一) 額

三千三百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。秋田県証紙は、はらずに、かつ消印しないこと。なお、秋田県証紙を購入できない場合は、現金書留で送金すること。

六 合格者の発表

試験施行後一ヶ月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者には書面通知する。

七 試験についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課(電話〇一八 八六〇 一八〇一)

秋田県告示第三百七十四号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月十六日

秋田県告示第三百七十五号

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白岩広久内二の二(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

大館市粕田字菅飯戸沢二の二七(次の図に示す部分に限る。)、二の二八、北

秋田郡鷹巣町綴子字田ノ沢三三の六一(次の図に示す部分に限る。)、三三の一

二三、坊沢字深閑沢二二の二・字横道沢二二三の二二八・二三の二三〇(以上三筆

について次の図に示す部分に限る。)

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅飯戸沢二の二七・二の二八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字田ノ沢三三の六一、三三の二三三、字深閑沢二二の二、字横道沢

二三の二二八、二三の二三〇

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡雄勝町泉沢字古館一の二

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部及び由利地域振興局農林部及び仙北地域振興局農林部及び雄勝地域振興局農林部並びに大館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マルダイ 代表取締役 大高俊平

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイ土崎店

(三) 秋田市土崎港相染町字家ノ下二十六番地二ほか

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前 株式会社マルダイ

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

代表取締役 大高俊平

伊藤善一

秋田市土崎港東一丁目二番九十号

株式会社前沢クリーニンク

秋田市將軍野三丁目七番八号

代表取締役 前沢孝司

- 三 浦 幸 子
秋田市土崎港北七丁目一番六十号
有限会社緑ヶ丘薬局
秋田市飯島緑丘町二番三十二号
代表取締役 長谷川 康 夫
株式会社マルダイ
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
代表取締役 大 高 俊 平
株式会社前沢クリーニング
秋田市將軍野三丁目七番八号
代表取締役 前 沢 孝 司
有限会社緑ヶ丘薬局
秋田市飯島緑丘町二番三十二号
代表取締役 長谷川 康 夫

イ 変更後

- 変更の年月日
平成十六年一月十五日(小売業者伊藤善一退店)
平成十六年三月五日(小売業者三浦幸子退店)
変更する理由
小売業者退店のため

二 届出年月日

- 平成十六年四月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十六年四月十六日から同年八月十六日まで

四 意見書の提出先

- 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
意見書に添付する書面に記載すべき事項

五 意見の対象となる者の氏名及び住所

- (一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
(二)
(三)

秋田県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルダイ 代表取締役 大 高 俊 平
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
株式会社サンデー 代表取締役 田 村 圭 三
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
大規模小売店舗の名称及び所在地
八橋ショッピングセンター
秋田市八橋大道東一番六号ほか
変更した事項
(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前 株式会社マルダイ
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
代表取締役 大 高 俊 平
株式会社たけや製パン
秋田市川尻町字大川反二百三十三番地六十
代表取締役社長 武 藤 真 人
株式会社宇佐美ドライクリーニング
秋田市八橋本町三丁目四番五十二号
代表取締役 宇佐美 玉 男
株式会社サンデー
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
代表取締役 田 村 圭 三
株式会社靴のマルトミ
愛知県名古屋南区駈上二丁目七番二十八号
代表取締役 茶 谷 正 幸
株式会社ファーストリテイリング

イ 変更後
 山口県山口市大字佐山七百十七番地一
 代表取締役 柳 井 正
 株式会社文教堂
 神奈川県川崎市高津区久本三丁目三番十七号
 代表取締役 嶋 崎 欽 也
 株式会社マルダイ
 秋田市牛島東五丁目三番二十六号
 代表取締役 大 高 俊 平
 株式会社たけや製パン
 秋田市川尻町字大川反二百三十三番地六十
 代表取締役社長 武 藤 真 人
 株式会社宇佐美ドライクリーニング
 秋田市八橋本町三丁目四番五十二号
 代表取締役 宇 佐 美 玉 男
 株式会社ソニーファイナンスインターナショナル
 東京都港区南青山一丁目一番一号 新青山ビルディング東館十階
 代表取締役社長 松 延 赳 士
 株式会社サンデー
 青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
 代表取締役 田 村 圭 三
 株式会社靴のマルトミ
 愛知県名古屋市中南区駈上二丁目七番二十八号
 代表取締役 茶 谷 正 幸
 株式会社ファーストリテイリング
 山口県山口市大字佐山七百十七番地一
 代表取締役 柳 井 正
 株式会社文教堂
 神奈川県川崎市高津区久本三丁目三番十七号
 代表取締役 嶋 崎 欽 也

(四) 変更の年月日
 平成十六年三月十二日
 (五) 変更する理由
 小売業者新規出店のため

二 届出年月日
 平成十六年四月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 秋田市役所 商業観光課
 縦覧期間
 (二) 平成十六年四月十六日から同年八月十六日まで
 意見書の提出先
 四 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見を述べる者の氏名及び住所
 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 意見を述べる理由
 (三)(二)(一)

秋田県告示第三百七十八号
 平成十六年四月八日秋田赤十字病院労働組合執行委員長柏谷武志から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十六年四月十六日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件
 (一) 増員及び労働条件改善に関すること。
 (二) 賃金及び手当に関すること。
 (三) 福利厚生に関すること。
 (四) その他。
 二 日時
 平成十六年四月十九日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
 三 場所
 秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一
 四 概要
 救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部または一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第三百七十九号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十條第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十條第二項の規定に基づき、当該都市計画の圖書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

男鹿都市計画道路(三・三・四号男鹿秋田線及び三・四・四号男鹿臨港線)の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・三・七号男鹿秋田線

男鹿市船越字内子及び字一向、脇本脇本字中野、字上中野、字下中野、字石館、字大石館、字上谷地、字尼池、字稲荷下及び字横町道上

(二) 三・四・四号男鹿臨港線

男鹿市船川港南平沢字明王堂前、字大畑台、船川字芦沢、字化世沢、字外ヶ沢、字栄町、字元浜町、字泉台、金川字姫ヶ沢、字上ノ山、字金川、字金川台、字留山、比詰字羽立及び字餅ヶ沢、脇本田谷沢字要沢、脇本脇本字七ノ沢、字横町道上、字横町道下、字脇本、字下谷地及び字内郷、船越字内子、字一向及び字船越

公 告

大豆「すずさやか」を秋田県主要農作物の認定品種に採用したので、公告する。なお、大豆「すずさやか」の来歴及び特性は、次のとおりである。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

品 種 名	来 歴		特 性
	熟 期	適 地	
すずさやか	母 スヌコタカ 父 九交355F ₂ (M ₄)	中 生	県内平坦部

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定

に基づき、公告する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

北秋田郡田代町早口字大淵六十一番地

工藤照市

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

北秋田郡合川町新田目字屋布岱百五十七

齋藤孝蔵

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業(三ノ渡地区ほ場整備事業(担い手育成型))
完了年月日 平成十六年三月三十日
- 二 県営土地改良事業(松沢地区ほ場整備事業(担い手育成型))
完了年月日 平成十六年三月二十五日
- 三 県営土地改良事業(合地地区ほ場整備事業(担い手育成型))
完了年月日 平成十六年三月二十二日
- 四 県営土地改良事業(上仏社地区土地改良総合整備事業(一般型))
完了年月日 平成十六年二月二十五日
- 五 県営土地改良事業(寄延地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))
完了年月日 平成十六年三月二十九日
- 六 県営土地改良事業(中岩瀬地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))
完了年月日 平成十六年三月三十日
- 七 県営土地改良事業(大子内大堤地区ため池等整備事業(小規模ため池等整備(一般型))
完了年月日 平成十六年二月十日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山

本郡市川堰土地改良区から次のとおり役員^の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根七十八番地
能代市久喜沢字久喜沢七十二番地
山本郡二ツ井町飛根字富根二十九番地

安井 喜八郎
大高 喜一郎
山 谷 啓一

能代市槐字四日市三十二番地

齊 藤 正 孝

字轟二十三番地

佐 藤 辰 一

常盤字町辺四十二番地

幸 坂 和 夫

山本郡二ツ井町種字外面百九番地

畑 山 永 蔵

能代市天内字家回六十八番地

山 崎 敬 市

十一番地六

須 合 勉

山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根十二番地

安 井 勝 夫

飛根字富田三百十五番地

土 田 一 男

三百十七番地

日 沼 博 美

二 就任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根七十八番地

安 井 操

能代市天内字家回十一番地六

須 合 勉

山本郡二ツ井町飛根字富根二十九番地

山 谷 啓 一

種字外面百九番地

畑 山 永 蔵

能代市天内字家回六十八番地

山 崎 敬 市

飛根字富田三百十五番地

安 井 勝 夫

三百十七番地

土 田 一 男

能代市久喜沢字久喜沢五十五番地

日 沼 博 美

常盤字町辺百十二番地

大 高 勝

字轟三十九番地

幸 坂 登

退任理事の住所及び氏名

佐 々 木 孝 夫

能代市天内字新山林九十五番地

山 崎 哲 明

常盤字町辺七十七番地

渡 辺 博

山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根七十二番地

齊 藤 悦 夫

飛根字富根百四十番地

大 高 喜 代 美

就任理事の住所及び氏名

大 高 喜 代 美

三 契約条項を示す場所等

能代市天内字新山林九十五番地
" 常盤字町辺七十七番地
山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根十二番地二
山 崎 哲 明
渡 辺 博
齊 藤 幸 蔵

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員^の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町大沢字藤台百二十番地

淡 路 勝 廣

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

乳房検診車及び乳房用X線撮影装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格等

1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年五月十七日(月)までに提出すること。

2) 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年五月十七日(月)までに提出すること。

3) 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年五月十七日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同年五月二十五日(火)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月三十一日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
- (六) その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
 - (六) 契約の締結
この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
 - (七) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (八) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Mammography examination car of computed Radiography system
2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 31 May, 2004
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)
簿冊表紙具(可変式) 三千八百四十六組
 - (二) 購入物品の仕様等
A四判十冊一組
 - (三) その他の入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 契約期間
契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
 - (五) 納入場所
県が指定する場所
 - (六) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (七) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (八) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月七日(金)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一組当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)

簿冊表紙具(固定式) 四千二百八十二組

秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 購入物品の仕様等
A四判十冊一組

(三) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(四) 契約期間

契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで

(五) 納入場所

県が指定する場所

(六) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(七) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(八) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(九) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日(金)午前十時二十分

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一組当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)
 共通物品複写用紙 一万五千二百箱
 購入物品の仕様等
 A四判 二千五百枚入り
 その他の入札説明書及び仕様書による。
- (二) 契約期間
 契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
- (三) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日(金)午前十時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 (一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)
 共通物品複写用紙 四百五十箱
 購入物品の仕様等
- (二) 購入物品の仕様等

- B 四判 二千五百枚入り
その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月七日(金)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は、一箱当たりの単価とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)
- (二) 共通物品複写用紙 六百箱
購入物品の仕様等
A三判 千五百枚入り
- (三) その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (四) 契約期間
契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
- (五) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一束当たりの単価契約とする。)

共通物品県名入大封筒 六千束

(二) 購入物品の仕様等

角二 百枚入り

その他の入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日(金)午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一束当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）

(二) 共通物品プリンター用トナー 百七十個

購入物品の仕様等

エプソンLP 9200用リサイクルトナー

その他の入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十七年三月三十一日（木）まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日（金）から同月二十六日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日（金）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）

(二) 共通物品プリンター用トナー 百八十個

購入物品の仕様等

NECMultiWriter2300N用純正リサイクルトナー

その他の入札説明書及び仕様書による。

- (三) 契約期間
契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月七日(金)午後一時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は、一個当たりの単価とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)
- (二) 共通物品プリンター用トナー 六十個
購入物品の仕様等
NEC MultiWriter 2300N用純正品
その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月七日(金)午後二時十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)

共通物品プリンター用トナー 五十個

購入物品の仕様等

エプソンLP 9300用リサイクルトナー

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十七年三月三十一日(木)まで
納入場所

(四) 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月七日(金)午後二時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年四月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三〇七
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、五五一

秋選管告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)次のとおりである。

平成十六年四月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

- 秋田市 八四、五一八
- 能代市 一四、七四六
- 横手市 一〇、九三〇
- 大館市 一八、一五四

- 本荘市 一二、一三七
- 男鹿市 八、三九九
- 湯沢市 九、三八七
- 大曲市 一〇、六六五
- 鹿角市鹿角郡 一二、六四七
- 北秋田郡 一八、〇三六
- 山本郡 一三、三五一
- 南秋田郡 一九、八七四
- 河辺郡 五、二一一
- 由利郡 二〇、八八二
- 仙北郡 三、七七五
- 平鹿郡 一八、五〇八
- 雄勝郡 一二、五五三

企業局告示

秋田県企業局告示第一号

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定(平成十三年秋田県企業局告示第二号)は、廃止する。

この告示は、平成十六年三月三十日から効力を生ずるものとする。

平成十六年四月十六日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年二月二十七日(千五百五十号)掲載の秋田県告示第七十一号(保安林予定森林の指定通知)

- 六 上 一五 (原稿誤り)
- (以上四〇字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (以上四十字国有林。次の図に示す部分に限る。)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄